

# 休眠預金活用事業に係る規程（1）

NPO法人北海道レインボー・リソースセンターL-P o r tは、組織として休眠預金活用事業に係るガバナンス・コンプライアンスを確保するため、以下の事項について定め、これを遵守する。

本規程に定める規定が、従前の規定と矛盾し又は抵触する場合には、本規程の定めが優先する。

## 第1章 役員及び評議員の報酬等

第1条（報酬等の額） 役員の報酬は無報酬とする。ただし、旅費等の実費は支給することができる。

## 第2章 職員の給与等

第2条（賃金の構成） 職員の賃金の構成は、次のとおりとする。

(1) 基準内賃金

ア 基本給

イ 諸手当

(2) 基準外賃金

2 基本給は、本人の経験、技能、職務遂行能力を総合的に勘案し、個人別に定める。

3 基本給は、日給月給制、日給制、時間給制のいずれかから定める。

第3条（賞与） 賞与は、支給しない。

第4条（改廃） この規程を改廃するときは、理事会の議決を経なければならない。

(附則)

この規程は、2020年4月23日から施行する。(2020年4月23日理事会議決)

以 上